

資料

No. 3

雇用保険制度関係資料

雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）の概要

1. 個別延長給付等の暫定措置について

○ リーマンショック後の平成21年度から3年間(平成24年3月31日まで)の暫定措置として講じている以下の措置を、2年間(平成26年3月31日まで)延長すべき。

(1) 個別延長給付

解雇・倒産・雇止め等による離職者について、年齢や地域等を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日間延長

(2) 雇止め等による離職者に対する給付日数の拡充

雇止め等により離職した者の給付日数(90～150日)を解雇・倒産等による離職者の給付日数(90～330日)並みに充実

(3) 常用就職支度手当

常用就職支度手当の支給対象に「40歳未満の者」を追加

○ ただし、個別延長給付の延長に当たっては、重点的な再就職支援が真に必要な者に限りその対象とするなど、運用上の見直しを行うべき。

また、受講手当の額の引上げ(日額500円→700円)については、平成23年度末をもって終了するとともに、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額の在り方を見直すべき。

2. 高年齢雇用継続給付について

○ 実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしている現状にかんがみ、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について再検証すべき。

3. 財政運営について

(1) 失業等給付に係る国庫負担

- 雇用保険法附則第15条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止する」との規定に基づく措置を講ずるべき。

(2) 失業等給付に係る雇用保険料率

- 平成24年度の雇用保険料率(失業等給付)を、弾力条項による下限の「1.0%」に引き下げるべき。

(3) 雇用保険二事業の安定的な運営

- 雇用調整助成金等の支出増に備えたやむを得ない措置として、失業等給付の積立金から雇用調整助成金への借入を可能とする措置を、2年間(平成24年度及び25年度)延長すべき。

2

4. その他

(1) 基本手当の水準(給付率、給付日数)

- 給付面での充実を図るべきという意見がある一方で、慎重に考えていくべきという意見がある状況を踏まえ、引き続き、今後の在り方について検討すべき。

(2) マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付

- 今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべき。

雇用保険部会報告

第1 雇用保険制度の現状等

- 平成20年度後半以降の雇用失業情勢の急激な悪化は、とりわけ非正規労働者の雇用の安定に大きな影響を与えてきた。

そのため、雇用保険制度についても、平成21年から平成23年にかけて毎年見直しを行い、個別延長給付の創設、非正規労働者に対する適用範囲の拡大、賃金日額の引上げ等の措置を講じてきた。

また、厳しい経済・雇用状況の中で、雇用調整助成金の大幅な支出増にも対応できるよう、平成22年度と平成23年度については、失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を講じてきた。

- 現下の雇用失業情勢に目を転じると、足元では完全失業率は4%台、有効求人倍率は0.6倍台で推移するなど、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況の下、雇用保険の財政収支については、失業等給付に関しては比較的安定的に運営されているものの、雇用保険二事業に関しては雇用調整助成金の大幅な支出増により極めて厳しい状況にある。

第2 雇用保険制度の見直しの方向

1 平成21年度から実施している暫定措置について

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能を強化するため、平成21年度から平成23年度末までの3年間の暫定措置として、以下の施策を講じている。

- ・ 個別延長給付の創設
- ・ 雇止めにより離職した有期契約労働者等の給付日数の充実
- ・ 常用就職支度手当の支給対象に「40歳未満の者」を追加
- ・ 受講手当の額の引上げ（日額500円→700円）

○ これらの暫定措置は、平成23年度末でその期限を迎えるが、足元の雇用失業情勢は一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にあること、また、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等が日本経済・雇用に悪影響を与えるおそれもあるため、基本的には、これらの措置を2年間（平成26年3月31日まで）延長すべきである。

○ ただし、個別延長給付の延長に当たっては、重点的な再就職支援が真に必要な者に限りその対象とするなど、運用上の見直しを行うべきである。

また、受講手当の額の引上げについては、当初予定どおり平成23年度末をもって終了するとともに、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額の在り方を見直すべきである。

2 高年齢雇用継続給付について

○ 高年齢雇用継続給付については、平成19年1月9日の雇用保険部会報告において、「原則として平成24年度までの措置」とすべきとされたが、平成21年12月28日の雇用保険部会報告においては、「60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされた。

○ 高年齢雇用継続給付については、制度の存在意義を問う意見がある一方で、制度の拡充等を図るべきという意見もある。

高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成25年度に65歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。

○ こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。

3 財政運営について

(1) 失業等給付の財政運営について

① 失業等給付に係る国庫負担について

○ 失業等給付に係る国庫負担は、平成19年度から暫定措置として法律の本則（1／4）の55%（13.75%）とされている。

○ 雇用保険の保険事故である失業は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきであるから、求職者支援制度に係る財源を含め、雇用保険法附則第15条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」との規定に基づく措置を講ずるべきである。

② 平成24年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

○ 基本となる失業等給付に係る雇用保険料率は、平成23年の法律改正により、平成24年度以降14／1000に引き下げられている。

○ 平成24年度の失業等給付に係る雇用保険料率については、現下の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあるものの、失業等給付の収支の見通しや積立金の状況を勘案し、弾力条項に基づく下限の10／1000に引き下げるべきである。

(2) 雇用保険二事業の安定的な運営について

○ 雇用保険二事業については、平成22年度及び23年度の2年間に限り、雇用調整助成金の支出に要する場合に用途を限定して、失業等給付の積立金からの借入を可能にする暫定措置を実施している。雇用安定資金残高は、平成22年度の決算後で3,895億円であったが、平成23年度末（3次補正予算後）では1,602億円、平成24年度末（概算要求ベース）では201億円と見込まれている。また、平成22年度末時点での失業等給付の積立金からの借入金の残高は370億円となっている。

○ 雇用保険二事業の多くを占める雇用調整助成金については、平成20年度後半以降の雇用失業情勢の急激な悪化や東日本大震災等に対応して、支給要件の緩和や助成率の引上げ等を行ってきたが、今後は、経済・雇用情勢を慎重に判断しながら、原則として、平成20年度後半以前の状態に段階的に戻していくことを目指すべきである。

- また、雇用保険二事業については、PDCAサイクルによる目標管理の徹底に努めてきたところであるが、現在の雇用安定資金残高や失業等給付の積立金から借り入れている現状も踏まえれば、今後、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等、これまで以上に厳しい見直しを徹底する必要がある。

これらの取組を通じて、雇用保険二事業の財政の健全化及び借入金の速やかな返済を図るべきである。

- 上記の取組を前提とした上で、現下の雇用失業情勢が依然として厳しく、円高の影響等による雇用失業情勢の悪化懸念が依然残っている状況も勘案し、雇用調整助成金の支出が急激に増大した場合に備えたやむを得ない措置として、借入れに係る暫定措置については、2年間（平成24年度及び25年度）に限り延長すべきである。

4 その他

(1) 基本手当の水準（給付率、給付日数）について

- 基本手当の水準（給付率、給付日数）については、現在の積立金残高や失業等給付の収支状況を考慮し、雇用のセーフティネットを拡充する観点から、雇用保険料率の引下げと併せて給付面での充実を図るべきとの意見がある。一方で、近年の制度改正により被保険者範囲が拡大されたこと等による雇用保険財政への影響や、依然として厳しい雇用失業情勢、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等を考慮し、その在り方を慎重に考えていくべきとの意見がある。このような状況を踏まえ、引き続き、今後の在り方について検討すべきである。

(2) マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付について

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

失業等給付の積立金からの借入に係る暫定措置について

- 雇用調整助成金の大幅な支出増にも対応できるよう、平成22年度・23年度については、失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入を可能とする暫定措置を講じてきたところ
- 今般、雇用調整助成金の支出増に備えたやむを得ない措置として、借入に係る暫定措置を、2年間（平成24年度・25年度）に限り延長するもの

借入に係る暫定措置の概要（平成22年度・23年度と同様の取り扱い）

1 積立金の使用額

- ・ 予算で定めるところにより使用
- ・ 使途は雇用調整助成金に限定

2 返済方法

- ・ 雇用保険二事業の単年度収支が黒字となった場合、その分は積立金使用額に至るまで随時積立金に返済
- ・ なお、同じ雇用勘定であることや、雇用調整助成金は失業等給付費の支出抑制効果が高いことを踏まえ、利子は付さない

3 暫定措置を講じる期間

- ・ 平成24年度・25年度

失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	
				当初予算	補正①後予算	補正③後予算	概算要求	予算案
収 入	22,896	20,508	20,467	21,439	21,439	21,472	20,976	17,903
支 出	15,907	22,481	18,221	23,096	26,057	26,188	25,393	21,217
差 引 剰 余	6,989	▲ 1,973	2,246	▲ 1,657	▲ 4,618	▲ 4,717	▲ 4,417	▲ 3,314
積 立 金 残 高	55,821	53,870	55,746	53,589	43,328	43,229	38,813	39,916
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	—	(370)	(500)	(7,800)	(7,800)	—	—

- (注) 1. 23年度及び24年度の「支出」には、予備費(23'予算:970億円、24'要求:990億円、24'予算案:750億円)が計上されている。
2. 22年度及び23年度の「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円、23'当初:500億円、23'補正①後予算及び23'補正③後予算:7,800億円)が減額されている。
3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度			24年度	
				当初予算	補正①後予算	補正③後予算	概算要求	予算案
収 入	5,230	5,022	5,925	6,192	13,492	13,492	5,493	5,678
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	(370)	(500)	(7,800)	(7,800)	—	—
支 出	5,649	10,235	7,078	8,295	15,735	15,785	6,894	6,794
(うち雇用調整助成金)	(68)	(6,536)	(3,249)	(3,869)	(11,138)	(11,138)	(2,033)	(2,033)
差 引 剰 余	▲ 419	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 2,103	▲ 2,243	▲ 2,293	▲ 1,401	▲ 1,116
安 定 資 金 残 高	10,260	5,048	3,895	1,792	1,652	1,602	201	486
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	(3,525)	(922)	(▲6,518)	(▲6,568)	(▲7,969)	(▲7,684)

(注) 1. 23年度及び24年度の「支出」には、予備費(23'予算：420億円、24'要求及び予算案：310億円)が計上されている。

2. 22年度及び23年度の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22'決算：370億円、23'当初：500億円、23'補正①後及び23'補正③後：7,800億円)が含まれている。

3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。

